

令和3年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）

令和3年12月6日（月）

午前10時 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【一般質問】	1
日程第2 一般質問	
(1) 3番 近藤 聖 君	1
(1) コミュニティースクール構想における「学校運営協議会」 設置について	
(2) 町内各小中学校の校庭の除草対策等について	
(2) 4番 山崎 邦 廣 君	13
(1) 無形民俗文化財の保護について	
(2) 野生鳥獣による本年4月以降の被害の状況について	
(3) 2番 遠藤 裕 樹 君	23
(1) 葛巻型DMOの今後の取組みについて考えを伺う。	
(2) 葛巻町の商工業の未来をどの様に捉え、振興させてゆくか 考えを伺う。	
(3) 新型コロナワクチンの3回目の接種とウィズコロナ下での 経済対応について考えを伺う。	
(4) 5番 柴田 勇 雄 君	35

- (1) 町の中期財政（5か年）見通し等について
- (2) 令和4年度一般会計当初予算案等について

令和3年葛巻町議会12月定例会議 会議録 (第2号)

告示年月日	令和3年11月25日(木)					
再開年月日	令和3年12月3日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年12月6日(月) 開議10時00分 散会15時00分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の標	議席番号	議員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	3番	近藤 聖		6番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課 林政振興室長兼林政係長	森 勇一
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
	住民会計課長	坂待 典子		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長（高宮一明君）

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、4名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。最初に、3番、近藤聖君。

3番（近藤聖君）

3番、近藤聖です。大変ご苦労さまでございます。質問させていただきます。

最初の質問項目は、学校運営協議会設置についてです。葛巻町教育委員会では、令和2年度からコミュニティ・スクール、つまり学校運営協議会の構想をふるさとキャンパスという名称で進められております。令和4年度には町内の各小中学校の指定を済ませ、事業推進する計画と伺っております。世の中の変化が大きい中で、学校や地域の課題解決のため、この制度が設けられ、葛巻町の教育力が上がっていくことを目指していることと考えております。ぜひ大きな成果が上がることを望んでおります。

過日葛巻小学校、葛巻中学校区のふるさとキャンパス推進協議会に出席させていただきました。令和4年度から設置される予定の学校運営協議会制度について説明をいただきました。都会の学校の協議会とは視点が違う人材育成というところに重点を置いた計画は、大变的を射ていると思います。今後の推進に期待をするところです。

その際、質疑応答がございまして、私も何点かお聞きしましたが、ちょっと不明な点や疑問点が幾つかありました。また、説明会后、出席された方から「何だかよく分からないぞ」という声とか、それから「教育委員会やPTAなどがあるのにどうして新しく組織をつくる必要があるんだろうな」という声、

そういう声をお聞きしました。どんな組織が設置されるのか、また地域住民はどのように関わっていけばよいのか、町民の皆さんにはまだ十分伝わっていないものと思われます。

そこで、1点目の質問はふるさとキャンパスというコミュニティ・スクール構想、つまり新しく学校運営協議会を設置することの必要性、意義、また学校運営協議会を立ち上げ、設置することで、葛巻の子供たちの教育にどのような成果がもたらされることを目指しているのか、具体的にご説明いただきたいと思っています。

2点目は、町内の学校運営協議会設置準備が教育委員会の計画どおり順調に進んでいるのか、進捗状況を伺います。あわせて、令和4年度設置される際の日程や、町民への周知、発信の予定などについてどのように進めていくのか、分かりましたら概要を伺いたいと思います。

3点目は、教育委員会では事業推進に大変頑張っておられることと思います。ここまで進められてきて問題点はなかったのか、あったとすればどのようなことか、また今後考えられる課題はどんなことか伺いたいと思います。

次の質問項目は、町内各小中学校の校庭の除草対策等についてです。最近といたしますか、しょっちゅうですが、学校そばの道路を自動車で通過したり、町内をウォーキングしたりするとき、校庭の雑草の伸び具合が気になることがありました。ここ数年は、校庭の真ん中に、昔あれだけ雑草が生えていたのかと思うほど雑草が伸びていることも何度かありました。閉校になった学校の校庭は、あつという間に雑草に覆われてしまいますけれども、日常的に活動や手入れをしないとすぐ雑草がはびこるようであります。ここ2年間は、コロナウイルス感染拡大の影響で児童生徒の活動が減っていることもあるのか、さらに雑草が増えたように感じています。各学校では、雑草対策等校庭管理に苦労しているのではないかと思います、質問することになりました。

1点目の質問になります。町内7校の小中学校では、いずれも次々に発生してくる雑草に困っておられるようです。取材もいたしましたけれども、皆さん大変お困りのようです。教育委員会では、現状をどのように把握しておられるでしょうか、伺います。

2点目は、雑草対策及び校庭管理は、各小中学校の学校経営の中で行うものと承知していますが、どの学校でも同様に困っているとすれば、教育委員会として適切な対応を取る必要があるかと思っています。教育委員会では、どのように対応、指導しておられるのかお聞きしたいと思います。

以上、2つの内容、5点について質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの近藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、1件目のコミュニティ・スクール構想における学校運営協議会の設置についてお答えをいたします。1点目の学校運営協議会の必要性、意義、どのような成果を目指しているのかについてであります。平成29年4月1日から改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、公立学校は開かれた学校からさらに一步踏み出し、子供たちの豊かな成長のために、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域が一体となって子供を育む地域とともにある学校への転換が求められており、全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入を促す、努力義務であります。法律で制定をされたところであります。したがって、葛巻だけで取り組むということではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

一方で、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携、協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質、能力を育む社会に開かれた教育課程の実現を理念とした新学習指導要領が、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度にそれぞれ全面実施されるところであります。この理念に呼応するコミュニティ・スクールの取組は大変重要なものであります。

こうした中、学校運営協議会の設置に当たりましては、教育委員会と学校が相互に連携をし、地域との信頼関係や関係者間の理解増進などのほか、教育委員会や学校に対する対等な立場で議論を行うことができる協議会の委員の任命については、地域の実情に合わせた人選を行い、協議会が有効に機能するよう、それぞれ準備を進めているところであります。

目指すべき成果としましては、コミュニティ・スクールの導入により学校運営に地域の声が積極的に反映され、地域が一体となって特色ある学校づくりが進められるよう、町総合計画中期計画において、令和5年度までに町内の全小中学校で協議会を設置することとしているものであります。

次に、2点目の学校運営協議会の設置の進捗状況や今後の予定についてであります。町では地域全体が学びや、いわゆるふるさとキャンパスという考え方に基づき、教職員、保護者、地域住民、教育行政が協働して子供を育てる環境を整えるため、葛巻町ふるさとキャンパス全体構想を策定し、新学習指導要領の理念である社会に開かれた教育課程の実現に向け、全庁的に取り組むことにしているものであります。

この構想では、中学校の学区単位に葛巻、小屋瀬、江川の3つの地域をそれぞれのふるさとキャンパスとして設定し、地域に学び、地域と歩む学校を目指した開かれた学校経営、保育園・小学校・中学校・高等学校の4校種連携に取り組んできたところであります。今年度からは、コミュニティ・スクールの取組をさらに加速させるため、ふるさとを理解し、ふるさとを愛する気持ちを醸成し、次代の地域を担う人材

の育成を目指すくずまき創造学を推進しております。

また、学校運営協議会につきましては、町総合計画中期計画で設定した目標年度を1年前倒しし、令和4年度当初の設置を目指しており、現在設置に向けた任務の確認ほか協議会規則、委員構成、地域との連携方法などの検討を行っているところであります。

なお、学校運営協議会は小中連携の観点から、小中2校以上で1つの協議会を設置することが認められていることから、葛巻、小屋瀬の地域においては小中が連携し、それぞれの地域で1つの協議会を設置する予定で進めているところであります。

次に、3点目のコミュニティ・スクールを推進する上での問題点と現時点での課題についてであります。コミュニティ・スクールを推進するに当たっては、現時点では特に問題、課題があるとは認識しておりませんが、取組を進める上では各学校の将来像について地域と共有を図り、その取組の必要性や成果を広く周知することで、学校運営に対する理解と参画を促す環境づくりが求められてくるものと考えております。

一方で、学校と地域、あるいは地域住民との効果的な連携と協働が求められるこの取組においては、転勤を伴う教職員との密接な連携が重要であり、短期間で理解を深め合うことも重要な要素であると思っ

ているものであります。こうしたことから、学校と地域住民との連絡調整を効率的かつ効果的に進めていくために、今年度から地域学校協働活動推進員を配置しておりまして、協議会の設置の際には委員の一人として参画していただくことで、より効果的な協働活動はもちろんのこと、学校と地域が一体的に取り組む推進体制のメンバーとしての活躍に期待を寄せているところであります。

また、これまでの青少年育成ネットワークを地域学校協働本部に置き換え、それぞれのコミュニティ・スクールの取組を支援し、これまでに築き上げてきた地域との連携、協働を推進することでふるさとを理解し、ふるさとを愛する気持ちを醸成し、次の時代を担う人材の育成が図られるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2件目の町内各小中学校の校庭の除草対策等についてお答えをいたします。1点目の各校での対応、対策についてであります。各学校の施設管理につきましては、葛巻町立小中学校管理運営規則により、校長は学校の施設及び設備を管理し、その整備に努めなければならない旨を規定しておりまして、その対応すべき人員を用務員として確保するため、町では会計年度任用職員を募集し採用、各学校に配置しているところであります。

そうした中、校庭の除草対策等につきましては、日常的な施設管理における整備項目の一つとして各学校で対応するものとしており、これまでも用務員のほか教職員や保護者、あるいは地域の皆様方のご協力

の下、適正な施設管理に努めていただいていると認識をしているものでありまして、改めて感謝を申し上げます。

次に、2点目の今後の校庭管理、除草対策に係る教育委員会での対応についてであります。近年児童生徒数の減少に伴い、教職員、保護者の数も減少し、さらに新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ少年団活動や地域活動が制限され、行事、イベントが開催できないことに伴い、環境美化活動も中止されるなど、結果として施設管理に手が行き届かない状況になっていることは認識をいたしております。

一方で、施設管理上のみならず防災、防犯、防疫の観点からも環境美化活動は重要でありまして、今後におきましても保護者の皆さんや、特にも学区内の自治会、あるいは近隣住民の皆さんからの特段のご協力を賜りながら、適正な施設管理に努めていく必要があるというふうに考えているものであります。

また、町では学校安全管理上、校庭の整地あるいは除雪作業などにつきましては、これまでと同様に状況に応じた対応に努めていただくとともに、先ほど答弁させていただきました学校運営協議会の設置を機に、地域との連携がより強化されるように、そしてこうした課題の解決に努めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

大変丁寧な説明、ありがとうございました。かなりよく分かりました。今お答えいただいたのでおおむねいい方向に向かっているのかなとは思いますが、具体的なことについて何点かちょっと関連してお伺いしたいと思います。

まず、学校運営協議会についてですけれども、まず1つ、改めて確認しておきたいのですが、先ほどの説明でも触れてはいたしましたが、このふるさとキャンパス構想は国の法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に即した国や県が推進しているコミュニティ・スクール制度にのっとったものだと考えていいのでしょうか、改めて確認をいたします。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

お答え申し上げます。そのとおりでございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

もう一点確認させてください。そうすると、今言った法律の中に条文として載っているんですけども、この制度は学校現場におくと、恐らく戦後画期的なといいますか、今までにない制度かと思えます。それは、地域住民とか学校運営協議会において、学校の運営についての権限と責任がつくんじゃないかと思うわけです。2つあると思うんですけども、先ほどの法律にのっとっているとすれば、私が勉強したところでは学校運営計画の承認をするという項目があります。つまり承認するということは、承認しないということもあるということかと思うんですけども、そういう権限と責任がある。

それから、もう一つは教職員の任免に関して意見を述べるができる、これは附帯がついていますけれども、そういうふうな権限と責任があるという項目がございます。当然これは基本的にあると考えてよろしいでしょうか、確認をお願いします。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

今のご質問は、通告はいただいておりますが、一応お答えさせていただきます。ございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。

次に、確認なんですけども、確認といいますか、教えていただきたいんですが、学校運営協議会のメンバーのうち、地域住民、保護者と教職員以外のこの委員の身分はどうなるのでしょうか、教えてください。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

これについても通告はいただいておりますが、ボランティアという立場になるものでございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君、通告外の質問はご遠慮いただきたいというふうに思います。

3番（近藤聖君）

関連質問だと思って聞いておるのですけれども、そういうことであれば後日教育委員会にお聞きしたいと思えます。私の調べたところでは、地方公務員の特別職に当たるという項目がありましたので、当然報酬もつくというふうに理解していますが、後日また詳しくお聞きに上がりたいと思えます。

それでは、先ほどの3点目の質問について関連質問です。お伺いします。これまで計画推進がおおむね、まず順調に進んでいるというふうに先ほど回答をいただきました。特に大きな問題もなく進んでいるということですが、私の取材したところでは、学校では幾つかの懸念があるということでした。それに関連してではないんですけれども、法律が施行されてから全国各地でコミュニティ・スクールを設立した経過の中には幾つかの課題も挙げられているようです。これから新しく設立するんで、予測できない部分もあると思うんですけれども、やってみたら問題点が出てきたということは当然あると思うんですが、私がいろいろニュースとか報道を読んでいるところでは、やはりデメリットと申しますか、学校運営協議会をつくったためにこういうふうな問題点があるということも出ているようですが、そういう点について、ここまで教育委員会では、こういうデメリットもあるけども、こういう対応も考えておいたほうが良いというようなデメリットについて、問題点についての検討もされたのでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

先ほど町長からもご答弁いたしましたとおり、現時点では特に問題点、課題があるとは認識しておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

それでは、私のほうからちょっと気になることとといいますか、問題点が挙げられていることについてお知らせしてお聞きしたいんですけども、1つは学校の先生方への負担であります。恐らく子供たちの成長につながることは、必ずしも先生方は負担には感じないというのが、多分そうだろうと私も思いますけれども、業務が増えることは確かですし、運営のやり方次第では特定の教職員に負担が大きくなるのが予想されます。それについては、当然対応として各協議会で検討、調整することにはなるとは思いますけれども、教育委員会としてどのように指導されるのか、もし今の時点でありましたらお聞かせください。

議長（高宮一明君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

教育長が答弁申し上げます。これまでの本町の学校教育におきましては、地域との連携が大変効果があるということで、大変支援をいただいておりますので、これまでの活動の継続が基本的にこの学校運営協議会の活動となってまいります。

学校内におきましては、地域連携窓口教員という役職がございまして、その教員が中心になって進めてまいります。あとは、地域学校連携推進員の配置もしておりますので、教員の業務の増加についてはある程度軽減されていると捉えております。あと、推進員の研修につきましても実施しておりまして、地域との連携の推進をより図ってまいりたいと考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。私も葛巻は非常にそういう点での連携はよくできているんじゃないかなと思っております。別にこうやって2つを比較して、ここはこうで、こっちで葛巻がいいというふうに見たわけ

ではないんですけれども、少なくとも今までお会いしてお話しした先生方の中で、葛巻はそういうふう
に業務が大変だとか、それから働き方改革における葛巻は問題だとか、そういう声を聞いたことはありま
せんし、保護者等からも非常に連携がうまくいっているような話をよく聞いております。ですから、うま
くいっているとは思いますが、少なくとも業務は今までにないものが入りますので、ぜひとも負担
が大きくなるよう、教育委員会として適切な指導をしていただきたいと思います。そして、葛巻の学
校運営協議会といいますか、ふるさとキャンパスをやって非常にいい経験をした、よかったというふう
に感じるようになってほしいと望んでおりますので、よろしく願いいたします。

もう一つの懸念で調べたところ、やはり問題点として挙げられているということがあったんですが、学
校運営協議会で恣意的な運営がされないかという心配です。どんな組織もそうですけれども、調整したり、
チェック、検証する機能をつくっておかないと、一部の方の意見で方向性が決まったり、本来目指すところ
から外れることが間々起こります。先ほど話したとおり、葛巻はそんな心配はないだろうと私も思いま
す。思いますが、起こり得ないということではないことなので、しかもこの組織はかつてない権限
と責任を持つことになりますから、慎重に確認しながら進めることが肝要かと思えます。その点について
は教育委員会で検討されたのでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答えいたします。設置規則の検討に今後入ってまいりますので、その点におきましては委員の人選に
関わる要綱等も含めて検討を深めてまいりたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、これまでの地域からの協力体制からしまして、そのような懸念は本町にお
きましては全くないものと考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

地教行法の2019年の改正では、そういうふうな問題点が起こった場合に、教育委員会は必要な措置を講
じなければならないという項目があるので、心配はないとは思いますが、葛巻でもそんなことはあまり心

配しなくていいのかなと思いますけれども、しかし新しい組織をつくっていくときには考えられるあらゆることを想定しておいたほうがいいのではないかと、ちょっとお聞きしたところであります。新しい組織をつくる場合には不明確な点とか、予想外の結果になることも間々あることですが、長い時間をかけて成果を上げていくことが期待されていると思いますので、十分な想定、そして準備をされることを望みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にお聞きしたいのは学校評議員のことですけれども、2000年度、平成12年に制度化された学校評議員は、今は全ての学校で多分配置されていると思います。任命されていると思います。この学校評議員は、学校運営協議会とどのような関係になるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

学校評議員制度につきましては、平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるもので、学校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度でございます。学校評議員は、個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではございません。

なお、学校評議員を置くことができるという規定でございまして、配置が義務づけられているものではございません。したがって、当町では学校評議員は配置してございません。

ご質問の学校運営協議会を今後設置することによりまして、学校評議員はまず不要というふうに考えているものでございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。1つ解決をしました。

それでは次に、もう一つお聞きしておきたいのは教育振興運動との関係です。岩手県では、50年以上も教育振興運動を推進しておりますし、かつては教育振興運動の発祥地は葛巻だと言われておりますので、昭和40年に県で始めたんですが、葛巻町ではそれよりも前に既にこの教育振興運動は始まっていたという

のが定説であります。

この教育振興運動は、現在でも全市町村で活動しているというふうに県のほうで報道されていますけれども、この教育振興運動、葛巻町では青少年育成ネットワークという名称で活動されているというふうに理解していますが、この教育振興運動のいろんな成果、望む成果と、この学校運営協議会を並べるとかなり共通している部分があるんじゃないかなと思います。この2つの組織の関連はどのように位置づけられていると考えていいのでしょうか、お聞かせください。

議長（高宮一明君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

教育長がお答えいたします。ご指摘のとおり岩手県の教育振興運動につきましては、昭和40年から始められたものでございます。昭和30年代の学力の全国との著しい格差の解消を目指しまして、児童生徒の学習意欲の高揚を中心に据えて、行政、学校、保護者、地域住民、そして児童生徒の5者が力を合わせて進めるということで提唱されたものです。

ご指摘のとおり学校運営協議会が設置されることによりまして、本県の独自の取組との関わりが県内各市町村でどのように捉えていくか、議論が進められているところでございます。

本町におきましては、答弁にもありましたように平成13年より葛巻町青少年育成ネットワークの中に教育振興事業として位置づけまして、学校に事務局がある県内多くの形ではなく、教育委員会のほうに事務局がある形で学校の負担を減らしながら、例えば幼児から高校生までが集い組織する縦の人間関係を構築したり、中高生の社会参加活動を積極的に企画して、地域に関わり、ふるさとを守ろうとする心を育てるなど、本町だからこそできる次の時代の担い手の健全育成の取組を進めてきております。

このたびこの青少年育成ネットワークを地域学校連携協働本部として、学校運営協議会の立ち上げの要件とされるものとして位置づけることで一体としての推進が図られ、万全の体制が構築できるものと捉えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

今度の学校運営協議会の大きな、地域に開かれるということですから、当然ですが、地域住民がみんなそういうことを理解して学校の教育に支援するというか、協力するというか、そういうことが一番求められることだと思うわけですが、組織がいっぱいできると、どういうふうな中身なのかというのが分からない町民もいると思います。ちなみに、青少年育成ネットワークが教育振興運動だというふうに思っている人はなかなか、みんなそうじゃないんじゃないかなと思っていますので、ぜひともその辺の発信はよろしくお願ひしたいと思います。それによって理解が深まるとは思いますし、なおかつそういう組織の活用がうまく進むのではないかと思います。ぜひともさらに検討を加えて、その組織の活用をうまくしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、除草対策のことについて何点かお聞きします。1つ目は、各学校に私も取材をしてお聞きしたんですけども、草取り対策として除草剤を使用しているという学校が7校中4校あります。どの学校でもやむを得ず使用しているというか、しょうがなく使っているというような回答でしたので、やはり苦労しているんだなというのは思うんですけども、学校施設内で除草剤を使用するということについては、教育委員会では何か指導しておられるのでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

改めての教育委員会からの指導ということではございませんが、学校施設内におきまして除草剤を含めた農薬全般を使用することを禁止されているわけではございません。文部科学省の通知によりまして、学校における農薬使用につきましては、学校の児童生徒や周辺住民の健康被害を防止するため、飛散防止対策の徹底を図るなど農薬の適正使用等が求められておりまして、これに従って適正に使用されていると認識しております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

事故等聞いたことがないので、多分そうだろうと思います。ですが、ホームセンターなどで販売している除草剤には毒性の弱いもの、自然に戻る原料を使っているものなど、私は専門家じゃないので本当に詳

しいところは分からないんですが、人体に影響はないというふうにうたって販売しているものもあります。しかし、人体や環境に全く影響がなく安全だと言い切れるのかどうか、非常に不安であります。除草剤の注意書きのところには、必ずいろいろなことが書いてありまして、人間がいるところではまかないようにとか、あるいは水を使うところには流れないようにといった注意書きが書いてあります。ということは、安全だと言いながら、やはり全く影響がないとは言い切れないんじゃないかなと思っています。

子供たちが活動する場所での除草剤散布は、私はあまり望ましくないなと前から思っているんですけども、教育長はどういうお考えですか。

議長（高宮一明君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答えいたします。先ほどの回答にございましたように適正な使用を心がけて、子供の教育活動に関わる場所や、その時期等を考えながら使用していると捉えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

1つ提案といいますか、こういうふうにしてみたらどうかと思うことがあるんですが、除草剤使用は対策の一つとして排除はできないと思います。多分ですけども、各学校では用務員さんなんかをお願いして除草剤を使っておられるんじゃないかと思います。ただ、専門的な知識がないまま使用したり、使用方法が正しくなかったりして事故が発生する可能性は考えられると思います。

そこで、教育委員会で校庭管理、特に除草対策の方向性とか指針を示すということも一つの方法かと思えますけれども、いかがでしょうか、検討してみる必要はあると思いますが。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

教育委員会の独自の指針というご意見かと思えますけれども、先ほどもお答え申し上げましたとおり、文部科学省の通知によりましてそういった通知が出されておりますので、それに基づいて同様の措置を、今後も適正に使用するように指導してまいりたいと考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

学校と教育委員会の連携といいますか、指導あるいは調整がうまくいってれば、そういうことはなかなか起こらないと思えますけれども、間違いがないとは言えません。心配なく安全な学校管理、校庭管理、そして雑草対策が行われるよう、今後も教育委員会、ぜひ指導していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時43分）

（再開時刻 11時00分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。4番、山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

山崎です。私からは、2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、無形民俗文化財の保護について伺います。本町では、無形民俗文化財である郷土芸能保護の取組におきましては、郷土芸能団体の活動支援や郷土芸能を発表する場を創出して、町民への理解、周知を図るなど積極的に取り組んできております。

一方、郷土芸能団体においては、それぞれの地域ごとの伝統に基づき活動を継続してきているものの、程度の差はありますが、芸能保持者の高齢化の進行や地域の人口減少などによりまして郷土芸能の保存、

継承への影響も生じてきているのが現状であります。そこで、無形民俗文化財の保護につきまして、次の2点をお伺いします。

1点目は、郷土芸能の記録整備につきまして伺います。郷土芸能の保存、継承のための記録整備につきましては、これまでも取り組まれてきておりますが、郷土芸能団体の現状を踏まえまして今後の進め方を伺います。

2点目の質問は、郷土芸能の継承支援につきまして伺います。郷土芸能の継承につきましては、まず郷土芸能団体自らのそれぞれの取組となるものでありますが、共通する課題もありますことから、今後の郷土芸能保持者の把握並びに伝承者の養成支援についての考え方を伺います。

2件目の質問は、野生鳥獣による本年4月以降の被害の現状について伺います。本件につきましては、令和3年3月定例会議の一般質問において今後の取組を伺いましたが、その後特にイノシシの目撃情報が増加の印象がありますので、本年4月以降のイノシシによる被害につきまして、次の2点を伺います。

1点目の質問は、被害の実態について、4月以降の実態把握の詳細を伺います。

2点目の質問は、被害対応の考え方についてであります。本年3月の定例会議において伺いました被害対応の取組についての考え方に変更があるのかどうかを伺います。

以上、無形民俗文化財の保護につきまして2点、野生鳥獣による本年4月以降の被害の現状につきまして2点をそれぞれお伺いいたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。

1件目の無形民俗文化財の保護についてお答えをいたします。1点目の郷土芸能の記録整備についてありますが、町では平成25年2月に葛巻町郷土芸能団体連絡協議会を設立し、練習や交流の場を創出するため、発表会の企画、さらには活動の活性化と伝承者、後継者の育成に向けた取組を推進してきたところであります。

そうした中、現在協議会に加盟する団体は13団体となっておりますが、民謡団体2団体を除いた会員数は172人で、各団体とも少子高齢化などの影響による後継者不足で、年々その伝承活動が厳しい状況になってきているものと認識をいたしております。

一方で、郷土芸能はその地域の風土、文化を後世に伝える重要な財産の一つであり、記録保存が整備さ

れていなかった時代から脈々と伝承活動により受け継がれてきたものであります。この火を絶やしてはならないと思っております、町の単独補助金や、宝くじ助成金を活用した衣装や道具の整備などで、その活動に対する支援をこれまでも行ってきたところであります。

記録整備につきましては、郷土芸能が披露される行事、イベントなどにおいて写真やホームビデオなどでの記録保存のほか、町史編さんによる過去の記録、資料の整理などに努めてまいったほか、ここ10年ほどはくまきテレビによる取材などで、より多くの映像が資料として記録保存されてきておりますが、各団体の全ての演目を記録するまでには至っていないのが現状であります。

今後さらに伝承者、後継者の確保は厳しさを増すことが予想される中、人から人への伝承方法による手段だけでは記録整備が途絶える可能性もあることから、別な手段による伝承方法を早急に取り入れていく必要があると認識をしております。しかしながら、全ての団体、全ての演目数を記録していくということになりますと、相当の時間と費用を要することも予想されるものでありまして、これには計画的な記録整備が必要になってくるものと、そのように考えているところであります。

こうしたことから、各団体の意向等を確認するとともに、効率的で効果的な記録整備の在り方について関係者間での協議を進め、しっかりと後世に残せる方法、手段で記録が整備されるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の郷土芸能の伝承支援についてであります。1点目でもお答えしましたとおり、町では平成25年2月に葛巻町郷土芸能団体連絡協議会を設立し、活動費の助成、宝くじ助成を活用した衣装や道具の整備など、郷土芸能の継承に係る支援に努めてきたところであります。

また、町内の各小中学校においては、以前からであります、それぞれの地域に係る郷土芸能の伝承活動を教育の現場に積極的に取り入れ、子供の頃からなれ親しむ環境や地域とのつながりを育み、運動会や学習発表会などの場で披露してきていただいているほか、葛巻高校におきましては平成8年に葛巻神楽を伝承する郷土芸能部を創部し、全国高校総合文化祭や神楽甲子園へ出場するほか、ドイツ公演などで町の郷土芸能のすばらしさを情報発信してきていただいているところであります。

特にも葛巻高校におきましては、山村留学生を中心に町外の生徒が興味を持ち、積極的に取り組んでいただいております、他の高校にない葛巻高校の魅力づくりになっているとともに、山村留学生が取り組むことで、改めて郷土芸能に対する町民の関心の高まり、あるいは機運の醸成にもつながっているものであり、今後さらなる波及効果を期待いたしているところであります。

町では、これまでも協議会の活動などを通じて芸能保持者の把握と伝承者の養成支援に努めてきたところでありますが、引き続き各団体の自主的な活動に対する支援はもとよりであります、各小中学校、葛巻高校への活動支援、さらには町民意識の高揚と伝承活動に対する機運が高まるよう、加盟団体をはじめ

文化財保護委員、地域住民の皆さんからもご意見を頂戴いたしながら、さらなる支援の在り方について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2件目の野生鳥獣による本年4月以降の被害の現状についてお答えをいたします。1点目の被害の実態把握についてであります。現在町で発生している被害につきましては、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシを中心に目撃情報のほか、食害ではツキノワグマによる被害が年50件ほどと最も多く、春から秋にかけて、デントコーンの圃場でありましたり、スタックサイロでの被害が発生をしているところであります。また、ニホンジカによる被害につきましては目撃情報のみ、イノシシによる被害につきましては本年4月以降、農地被害や目撃情報が10件ほど寄せられておりますが、その被害は増加傾向にあります。

2点目の被害対応の考え方についてであります。町では、葛巻町鳥獣被害防止計画に基づき、平成30年度には電気柵購入補助金を創設し、侵入防止対策に取り組んできたほか、町猟友会への有害鳥獣の捕獲業務の委託、有害鳥獣捕獲報奨金の創設、令和2年度には狩猟者の確保対策事業に取り組み、狩猟免許取得のための費用助成など捕獲の強化による被害軽減を図ってきているところであります。また、被害が年々増加傾向にあるイノシシへの対策としましては、今年度新たに捕獲用の箱わなを購入するとともに、複数の町職員も研修会に参加をし、効果的な捕獲技術の向上にも努めているところであります。

こうした対策による有害鳥獣の捕獲実績につきましては、平成30年度はツキノワグマ8頭、ニホンジカ70頭、イノシシゼロであったものが、令和3年度の現時点におきましてはツキノワグマ12頭、ニホンジカ125頭、イノシシ、ゼロであったものが6頭と、いずれも増加している現状であります。

町では、引き続き利用実績が増加傾向にある電気柵の購入助成による設置を推奨していくとともに狩猟者の確保対策を進め、県、近隣市町村、関係機関などとも連携をし、広域的な取組で適正な水準への個体管理に努めることで農作物への被害防止、軽減を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

さらにお伺いをいたします。まず、1件目の無形民俗文化財の保護の1点目、郷土芸能の記録整備であります。記録には記憶媒体などを使用すると思われませんが、記録に使用する記憶媒体にはそれぞれ使用する、利用する上で利点、欠点があると思います。また、郷土芸能にはそれぞれいで立ちや、衣装や用具などの違いもあり、本当に多様であります。

質問ですが、記録保存に当たって、その目的から考えますと、郷土芸能の構成や使用される道具類など

を含めた詳細な把握が必要になってくると思いますが、具体的にお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。ご質問の記録保存についての具体的な中身という点でございますが、映像による記録保存が最も望ましい方法であると考えているところでございます。

歌や踊りの一連の動作ですとか、服装から道具類まで、映像やそれに伴う音声については極めて具体性の高い記録でございます。同時にそれを一般の方々に比較的容易に鑑賞してもらうといったことも可能ですので、幅広い層の方々に郷土芸能の姿をより分かりやすく、具体性を持って伝えるという点では非常に効果が高く、文字による記録以上のものがあると思っております。

したがって、郷土芸能の構成や使用される道具類などを含めた詳細な記録保存の在り方、あるいは進め方については、町の郷土芸能団体連絡協議会の皆様等の協議を通じまして議論を深めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ただいま映像による記録のところ、お話がございました。それで、この映像に関係いたしますが、記録整備のための機材についてになります。記録したものは、映像などで閲覧する際に使用される機材、これは将来入手できない、製造終了などの理由のために必要な機材が入手できない可能性も考えられます。また、そのような場合には記録保存されたものが経年劣化などによって失われる、消失する可能性も心配をされます。詳細な記録保存のほかに、保存した映像や音声を閲覧するための必要な機材の整備、これも必要と考えますが、お考えを伺います。

議長（高宮一明君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまのご質問にお答えいたします。時代の変遷とともに社会的な映像の記録方法も変化してきているところがございます。古くは、16ミリとか8ミリといったフィルム保存であったものがVHSなどのテープメディアとなりまして、次いでレーザーディスクやDVD、ブルーレイといった形になってまいりました。現在では、長時間にわたる大容量の映像データが収録できるハードディスクなどへと移り変わってきているところです。

ご質問の記録映像の確認に必要な機材の整備ということですが、これまでもその時々において、その当時主流となってきた記録用機材を整備しながら映像確認ができる対応に努めてきたところではありますが、今後におきましても引き続き記録メディアの社会的変化に応じ、保存した記録が確認できるよう、機器整備についても対応していきたいと考えているところがございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

引き続きお伺いします。芸能保持者の把握の部分ではありますが、郷土芸能について周知を図ることの関連になります。郷土芸能の構成は、踊りや異なる道具立て、それぞれの役割構成で成り立っておりますので、記録整備と併せ、芸能保持者の認定などによって周知を図る方法もあると考えますが、お考えを伺います。

議長（高宮一明君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

お答えいたします。郷土芸能につきましては、各団体ごとに特徴的な歌や踊り、太鼓や笛といった様々な役割分担で構成されており、それらが全体として一つにまとまることで魅力あふれる演舞となって表現されているものがございます。そうしたことから伝承活動を進めるに当たっては、団体によっては個人的に担っている役割ごとの伝承も必要であると考えているところがございます。

したがいまして、議員からお話のございました芸能保持者の認定については、役割ごとの伝承の観点か

ら伝承者を広く皆様にお知らせするといったことで、町民に対する郷土芸能への認識を高める有効な方策の一つであると考えられます。したがって、郷土芸能団体連絡協議会などの郷土芸能に携わる関係者の皆様からのご意見をお伺いしながら、よりよい方策を検討してまいりたいと考えているところです。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、2点目の郷土芸能の継承支援になります。これは先ほど、それからただいま郷土芸能団体連絡協議会のほうでの検討の部分、お話がありました。具体的な連携のところでございますが、文化財に関係する事項につきましては、指定のあるなしにかかわらず文化財保護委員会に諮問する仕組みとなっていると承知をしております。

そこで、郷土芸能団体連絡協議会の中での検討と文化財保護委員会との関わり、行政との関わり、今後どのような具体的な連携のところで考えておられるのかを伺います。

議長（高宮一明君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

お答えさせていただきます。まず、郷土芸能団体連絡協議会につきましては、郷土芸能等の保存と振興を図るとともに、後継者の育成を図りながら研修を深め、町民に伝統芸能に対する理解と文化財愛護思想の普及に資するといったことを目的に組織された団体でございます。

次、文化財保護委員につきましては、町の条例で文化財の保存活用等、教育委員会の諮問に応えるといったことと、必要な調査研究を行うというふうに規定されておまして、議員お話しのとおり指定の有無にかかわらず文化財の保存と活用に関する事務を行うこととされているものでございます。

ご質問の関係性といったことにつきまして、それぞれ設置目的はあるわけですが、町の文化財の保存と活用を図ると、町民の文化的向上に資するという観点から、目指す方向は同じであると思っております。

協議会につきましては、郷土芸能の保存伝承活動を実践する当事者でありまして、現場の生の声を頂戴できる組織でございますし、文化財保護委員につきましては常日頃から文化財に関する知識、経験を踏まえた広い見地からご意見をお伺いしているところでございます。

本町の郷土芸能の保存につきましては、それぞれが同じ方向を向き、相互に連携する関係にあると認識しておりますので、町としてもこの関係性を十分に踏まえた継承支援を図っていく必要があると考えているところでございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、郷土芸能が含まれる地域文化の継承についてであります。副町長にお伺いしたいと思います。地域文化の継承については、町の総合計画の基本目標の一つ、「いきいきと輝き続ける“ひと”」の中で、生涯学習の充実と文化の継承の具体的な施策の一つに挙げられております。

そこで、郷土芸能などの無形民俗文化財であります。町の地域文化、それぞれ地域での文化の積み重ね、その中で文化の重要な要素として郷土芸能は現在に至っているものと考えます。今後とも将来に向けて継承していくには行政の役割は大変重要と考えますが、お考えを伺います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。人口減少等によりまして、様々な分野の取組が大変厳しい状況の実情になってきていると、このようにも思っております。そういう中に地域文化の継承についても難しい状況にあると、そのように認識しておるところであります。

そうした中にありまして、無形民俗文化財につきましては、おっしゃるとおり地域の文化の積み重ねの中で現在に至っていると、そのように思っておるところでありますし、将来受け継いでいかなければならない町の重要な財産であると、このようにも認識しておるものであります。

昨日は、郷土芸能の団体協議会で、主催であります。第8回の芸能発表会がコロナ禍で2年ぶりに開催をされたところでありまして、関係者の皆様方のご労苦にも感謝を申し上げながら、盛大に開催されましたことをお喜び申し上げるものであります。

そういう中に、先ほど町長からも町としての支援についてお答え申し上げているわけではありますが、その団体の各活動に係る備品等についても宝くじ等々を活用しながらではあります。支援し、そしてまた

小中学校の子供たちの伝承についても同様の支援をしてきたところでもあります。

あわせてありますが、葛巻高校では郷土芸能部がございまして、これまでもその活躍というのはご承知のところではありますが、全国の総合文化祭、あるいは神楽の甲子園、さらにはドイツの公演等、そういう積極的に出演されてきたわけではありますが、その場合に町としても財政的な支援もしてきたところでもあります。

また、高校ではこれらの活動が受け継がれてきたところには、最近山村留学生がその郷土芸能部に、ほとんどが今郷土芸能部の部員を占めているというようなことも伺っておるところでもあります。町の貴重な財産である無形民俗文化財の継承につきましても、従来の人と人との中での継承していく継承の仕方と、先ほど答弁もしておりますように映像によっての継承していくという2通りの継承の取組をしていかなければならない、むしろ映像によっての継承が有効な手段にもなってくると、このようにも思っておるところでもあります。

あわせて、この情報をしっかりと発信していくことによりまして、町外の方々からも広く関心を持っていただき、あるいは関わっていただくということも大変大事なことであろうと思っておりますし、そういう機会を、今後にそういう発信をしながらではありますが、機会にしていきながら継承していかなければならないと、このようにも思っておるところでもあります。

町としては、地域文化が受け継がれてきた、この無形民俗文化財を継承するために、関係者の方々の意向等をいただきながらではありますが、よりよい伝承活動につなげてまいりたいと、このように考えております。そしてまた、併せて支援をしてまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは次に、2件目の野生鳥獣による本年4月以降の被害の現状につきましてですが、活動地域拡大の現状認識につきまして具体的にお尋ねしたいと思います。本年7月に県において令和3年度の第1回イノシシ管理検討委員会が開催されたと承知をしております。それによりますと、今後さらに生息域が拡大したり、拡大につれて被害も増えていく可能性が考えられます。これまでのイノシシの捕獲実績がある自治体を見ますと、答弁にもございましたが、盛岡振興局管内においては平成28年に雫石町のみであったものが、令和2年には本町を含めて7つの市と町に増加しております。

そこで、この3年度の管理検討委員会を受けて、今後どのような見通し、具体的な見通しを持ってもらえるのかを伺います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、私のほうからお答えを申し上げます。令和2年度のイノシシによる農林被害は、盛岡広域管内であります。約520万ほどの被害を受けておるところでありますし、県全体で見ましたときには、2,700万ほどの被害を受けておりました。この被害は年々増加の傾向にあると、このように思っておるところであります。当町でもデントコーンのサイレージの食害、そしてまた畑を掘り返すという、そういった被害が町の中でも発生しているところでありまして、今後さらにその被害が拡大されてくることが予想されておるところであります。

岩手県では、有害捕獲や捕獲技術の研修等ではありますが、これに取り組んでいく方針を示されておるところであります。

新たな対策といたしましてであります。来年度以降でありますけれども、現在の位置情報を発信することになるわけですが、位置情報を特定するという、そういうGPSによりましてのイノシシの行動調査を計画していると、このようにも伺っておるところであります。こうした県との情報共有、連携をしながら被害の拡大対策に努めてまいりたいと、このように考えているものであります。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

そこで、広域での取組の必要性についてであります。今後見込まれる被害増加に対応するには、より広い地域、地区、個別ごとの手段や方法は違っていても地域ぐるみで取り組むことで効果が期待できるのではないかと考えます。特に狭い地域の個別の取組に限界があれば、またほかの農地などに影響が及ぶようであれば、行政に期待がより高まってくると考えられます。地域の農業であれば規模の違いはあります。家庭菜園の場合もあります。また、取組の技術や情報がない場合も考えられます。いずれにしても、被害があれば経営収入に影響が出ますし、食べる分の農地利用であれば食料購入のほうに影響が及ぶと考

えられます。月ごとにある程度まとまった一定の収入がある場合は別としましても、そうでない場合は被害の程度にかかわらず切実なものがあります。

質問であります。個別ごとのやり方は違っていても、地域ぐるみで取り組んでいくためには行政の主導性がこれまでも増して必要になってくるのではないかと考えます。それが今後予想される被害の軽減にもつながっていくと考えるものですが、お考えを伺います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。広域的な視点での取組ということでございますが、現在盛岡管内におきましても最もイノシシの被害の大きい雫石町で、今地域ぐるみでの狩猟の免許の取得あるいは電気柵の設置など、そういったふうなものにも取り組みながら今進めておりまして、その効果もあると伺っておるところであります。

そういう中に、そういう先進的な取組等も参考にしながらであります。町の今後の対策といたしましては個別の対策も進めながらありますが、広域または地域ぐるみでのそういう取り組んでいくことが重要であると、このようにも思っておるところであります。

今後におきましては、様々な先進的な事例等も参考にさせていただきながらありますが、町のそういう関わる関係者とも協議を進めながら、万全な対策に結びつけていけるように今後協議をしながら進めてまいりたいと、このように思っておるところであります。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで1時まで休憩します。

(休憩時刻 11時37分)

(再開時刻 13時00分)

議長 (高宮一明君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。2番、遠藤裕樹君。

2番 (遠藤裕樹君)

新型コロナ発生から丸2年を迎えようとしております。現在日本におきましては、感染者が大きく減少しておる中でございますが、世界においてはむしろ感染拡大の傾向にありまして、またオミクロン株などの発生もあって今後の心配でもあるわけでございますが、政府におきましては経済再開に向けて準備を進めており、55兆円を超える経済対策費を閣議決定してございます。地方への臨時交付金につきましても6兆円を用意しているとの報道もありました。こうした中で、これらの資金を有効に活用し、町の将来への安全安心のために、そして未来への成長への投資のために役立てていただきたいとの思いから、次の3点において質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1に、くずまき型DMOの今後について伺いたいと思っておりますが、くずまき型DMO事業の地方創生推進交付金は本年度で終了する予定となっております。これまでのDMO事業の成果を踏まえた上で、今後の事業の行方はどのように進めていかれるのか、これについて伺いたいと思っております。

次に、町の商工業の未来についてどのように捉え、進行させていくかを伺いたいと思っております。現在町内商工業者においては、特に商業部門におきまして高齢化が進んでおりまして、後継者も少なく、このままでは町内商店は近い将来、半減以下になる可能性もあります。今後の町内商工業の振興にどのような対処をしていくつもりであるかを伺いたいと思っております。

3点目は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種、そして今後の経済対応について伺いたいと思っております。3回目の接種は、いつどのような形で行われていくのか、現在の経済対策として行われているエンジョイチケットの効果、これについての評価はどのようなものになっておるのか。特に今後痛みのある飲食店等への支援はどのように行っていくところであるか。これからウィズコロナの生活が今後も続くと思っておりますけれども、今後の社会生活への見通しと対応について、町の考えを伺いたいと思っております。

以上、3点について質問いたします。

議長 (高宮一明君)

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

1 件目のくずまき型DMOの今後の取組についてお答えをいたします。町では、平成 28 年 9 月にくずまき観光地域づくり協議会を設立し、観光を切り口として地域経済の活性化と、若い世代にとって魅力的な働く場を創出することで町の最重要課題である人口減少に歯止めをかけることを目的に取組をスタートさせたものであります。協議会には、町が抱える課題を解決するために 6 つの検討部会を設置し、まちづくりに意欲と情熱がある町民、関係団体で構成する部会員が課題解決に向けた目標を自主的に定め、様々な検討や具体の取組を進めてきたところであります。

これまでの主な取組としましては、地域の特産品を活用した実践的な商品開発、町中心部の遊休不動産の利活用、若者や女性の企業支援、体験型観光商品の開発と推進、高校生や大学生による情報発信やにぎわいづくり、スポーツ大会、合宿の誘致、移住体験ツアーの企画、運営などとなっております。

これらの取組に係る財源につきましては、国が事業費の 2 分の 1 を負担する地方創生推進交付金を平成 29 年度の事業から活用しており、令和元年度からは歩きまわりたくなるまちなか実現を通じたエリアリノベーションまちづくり事業の採択を受け、町道葛巻浦子内線の改良整備で進めている大橋の木製上屋のハード事業を含めた観光振興のための環境整備事業を本年度末まで実施することといたしております。一方で、地方創生推進交付金自体の事業が終了するわけではなく、町が地方創生推進交付金を活用した事業を計画し、国に採択されれば新たな事業を展開することができるものであります。財政基盤が脆弱な当町におきましては、引き続きこうした特定財源が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

今後の取組についてであります。取組にはイベント、行事などの企画で短期的に成果が得られる事業、一方で人材育成、人材確保、まちづくり機運の醸成などの中長期的に取組を継続することで成果が得られる事業があり、この 2 つの事業を連動させながら、成功体験の積み重ねと取組の輪の拡大が重要であると考えております。

1 つ目としましては、これまで約 5 年で積み上げてきた取組を成果のある事業として定着化を図っていくこと、2 つ目としましては具体的な役割を担う実践者を確保すること、3 つ目としましては意欲と熱意を持った町外の人材や団体の民間活力の活用、4 つ目としましては推進体制のさらなる強化と関係機関、団体との連携強化などを実践し、観光産業を起点とした地域振興により一層活性化してまいりたいと思っております。特にも今年度から取り組んでおります若者関係人口創出事業におきましては、

地方創生に関心の高い首都圏の大学生を町に招き、町民との交流を深める中で、学生自らが地域振興のために何ができるかを考え、実践に移していくことで葛巻町に対する愛着を醸成し、関係人口の増加はもちろんのことでありますが、将来的な移住の促進にもつながることを期待いたしているものであります。

また、令和4年には林業のまちの広告塔としての大橋の木製上屋、新たな町の拠点としての複合機能を有する新庁舎の完成などが控えておりまして、町内外から多くの人を誘う環境が整ってまいりますので、こうした環境をしっかりと生かしながら、まちなかの周遊と地域経済の活性化につながるように関係団体などと連携をし、歩きまわりたくなるまちなかの具現化を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、2件目の葛巻町の商工業の未来をどのように捉え、振興させていくのかについてお答えをいたします。町では、人口減少、あるいは車社会の到来に伴う郊外型大型店の出店、さらにはデジタル化の進展によるネット販売の躍進などの影響を受ける商工業者に対しまして、これまでも数多くの様々な要望に応える取組を実施してきたところであります。特にも私が町長に就任後におきましては、商店経営の安定化、商店の魅力化、地域経済の好循環の創出が図られるよう、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業、継業支援事業、商店等設備導入支援事業、個人商店等誘客環境改善事業、中小企業振興資金利子補給など財政的支援を積極的に取り組んできたところであります。

また、中心市街地へのにぎわいと誘客を図るため、四季を通じたイベントの開催、プレミアム商品券の販売、町の各分野における補助事業での商品券活用、100円バスの運行など間接的な事業から波及効果が得られる取組も積極的に進めてきたところであります。

一方で、起業者、後継者、担い手などといった人材の確保、あるいは雇用の創出、町民所得の向上が大きな課題となっていることから、町では新たな取組といたしまして、昨年度からくずまき雇用サポートセンターを設置したほか、先般は特定地域づくり事業協同組合を設立するなど新たな事業にも取り組んでいるものであります。今後さらに商工業の振興を図っていくには商品券の活用促進などによる地域内消費を喚起することはもちろんのことですが、地元商品の販路拡大、地産地消の促進、あるいは先ほど答弁させていただきましたくずまき型DMO事業の推進などにより、地域外からの消費を誘う取組も重要であると考えております。こうしたことから、引き続き町民の日常生活に欠かすことのできない商店、飲食店の持続的な経営はもちろんのこと、起業、後継者育成、継業などの支援を進め、魅力ある商店街の形成はもとより地域経済の好循環、商工業の振興、活性化に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、3件目の新型コロナウイルスの3回目の接種とウィズコロナ下での経済対応についてお答えをいたします。まず、1点目の新型コロナワクチンの3回目の接種の対応について、いつ頃どのような形で行われるかという質問でありましたが、連日の報道でご承知の部分はあるかと思いますが、国におきまして

は新型コロナワクチンの3回目の追加接種につきましては、2回目の接種完了後からおおむね8か月を経過した18歳以上で追加接種を希望する方を対象としております。

当町におけるワクチン接種は、今年3月下旬から医療従事者に対する接種を皮切りに、高齢者施設入所者及び従事者、65歳以上、65歳以下の順で実施し、8月末までにはおおむね希望する方の接種は終えたところであり、3回目の接種は来年1月中旬から順次実施することといたしております。

3回目の接種につきましては、これまでの接種と同様に葛巻小学校体育館での集団接種を基本に計画しているところであり、接種順につきましても医療従事者から進めることとしており、来年の4月中には64歳以下の接種を終える予定としているほか、8か月経過が来年5月以降になる方につきましては葛巻病院での個別接種で対応することとしております。

また、集団接種の実施に当たりましては、混雑と密を避けるため、前回と同様に地区ごとに日時を指定するほか、送迎バスの運行も行う予定としておりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いするものであります。

なお、接種に必要な書類などのご案内につきましては、来年1月中旬以降接種時期に合わせまして順次郵送していくほか、広報あるいはチラシ、くずまきテレビなどを活用し、町民の皆さんに必要な情報をお知らせしてまいりたいと、そのように思っております。

次に、2点目の現在行われている経済対策としてのエンジョイチケットの効果と評価についてであります。町では、コロナ禍で落ち込んでいる地域経済の回復に向けた取組の一つとして、今年7月から町が直接の窓口となり、葛巻町エンジョイチケットの販売を開始し、地域内の消費喚起を促すとともに、事業者負担の換金手数料等を助成することで事業継続の支援を行っているところであります。

また、事業の取組に当たっては、町商工会と情報共有を図るとともに町内事業者の現状を把握し、その実情に応じた対策、支援を講じることが重要であり、町内事業者における経営負担の軽減、町商工会における事務負担の軽減を図ることで、それぞれが地域経済の回復、あるいは事業の継続に専念できるよう努めているものであります。

そうした中、エンジョイチケットの販売に対しまして幅広い町民の皆さんが購入、利用することができている、町内事業者の皆さんからはチケット換金額の10%が助成金として交付され、助かっているなどと消費者、そして事業者双方から一定の評価をいただいております、そのように感じているものであります。

また、エンジョイチケットの業種別の換金状況を検証してみますと、特定業種への利用の偏りというのは改善されてきておりました、幅広い業種での換金が行われていることから、地域経済全体に事業効果が及んでいるものと認識をいたしておるものであります。

また、国や県の緊急事態宣言や不要不急の外出制限などにより経営に大きな影響を受けていた町内宿泊

観光施設におきましても、エンジョイチケットに附属するクーポン券の利用も増えてきておりまして、宿泊利用、日帰り入浴、レストランでの食事、施設の経営支援のみならず町民の皆さんのリフレッシュ機会の一助になったものと思っております。

現在新型コロナウイルスの感染者数が減少し、年末年始にかけてエンジョイチケットの利用機会が増加することが想定されることから、利用期限を来年1月末まで延長し、地域経済の回復と活性化をさらに推し進めていくこととしているものであります。

次に、3点目の疲弊した経済の立て直しと今後における飲食店等への支援、来年以降のウィズコロナの中での社会生活への見通しと対応についてであります。現在国内におきましては、ワクチン接種が進んだことにより新規感染者数は減少に転じている一方で、国外においては再び感染が拡大されている地域もあり、今後年末年始を迎え、経済活動が活発化されることで再び感染が拡大されることが想定をされ、引き続き感染予防対策を徹底していく必要があると思っております。

こうした状況を踏まえますと、来年以降におきましても飲食店等を中心に商工業、観光業は依然として厳しい状況が続くものと思われませんが、各事業者におかれましては岩手県が策定した認証制度の取得を積極的に行っていただき、消費者の皆さんが安心して利用できる環境の整備に努めていただくようお願いをいたすものであります。

また、町におきましても町商工会、各事業者のさらなるニーズ把握に努めるとともに、国が予定している大規模補正予算の動向、あるいは県の取組状況なども注視をしながら、新たな経済対策や必要な支援策が速やかに講じられるよう体制を整えてまいりたいと、そのように感じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

町長からの大変丁寧なご説明、本当にありがとうございます。町の姿勢がよく伝わったと思っております。

さらに質問をしたいと思いますが、まずDMO事業に関してでございます。町長がおっしゃったとおりDMO事業、今年度で国の補正予算等が切れるわけでございますが、引き続き町として予算をしっかりとつけて継続的に行っていくというお答えがございました。私自身もこのDMO事業につきましては、当初からのメンバーとして協議会等に参加させていただいておりまして、このDMO事業は町にとって大変大切

な事業の一つであるという認識でございます。

そこでお伺いというか、説明いただきたいところがございますけれども、これまでのDMO事業、なかなかまだまだ町民に伝わっていないというようなところもあるかと思います。これまでの実績、そしてどのような活動を行ってきたか、そして今後人材育成も含め、町民の理解と参加へのための必要なこととはどのようなものか、これについて町のお考えを伺い、このDMO事業の推進に役立てていただければと思っております。その辺の説明をお願いいたします。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。まず1点目、町民への理解等についてということでご説明させていただきたいと思っております。町民への理解につきましては、機会あるごとにくずまきテレビや広報くずまきのいらっしゃいくずまき通信のコーナーなどで活動を紹介してきております。

今年度につきましては、観光PR部会、例えばサイクルツーリズムへの取組の紹介であるとか、若者、高校生が、若者が住みたいまちを目指した企画への取組、町民に対し見える化というのをやってきており、活動の成果についてはその都度随時いろんな機会をもって各メディア等を通じて報告しているものと思っております。

2点目の人材育成に関してであります、町民の参加ということも含めて、広くこの協議会の部会への参加は呼びかけておるものであります。その中で、これらの部会に参加している部員一人一人がそれぞれの地域課題に向き合って、おのおのが主体性を持って解決策に向かって、仲間とともにその取組を進め、実践活動をやってきているものであります。特に若者、高校生の部会で企画して、今年度の一つの取組であります、町民まつりへ高校生、若者が参加してまちづくりへの成功体験を積み重ねていくなど、確実に将来の担い手といったものができているのではないかなと感じておるものであります。

また、町長の答弁にもありました4つの取組を進めていくということの中に実践者の確保、熱意と意欲を持った人材や団体、民間活力の活用ということを答弁申し上げましたけれども、そちらの中でも起業家人材を育成する全6回の起業家セミナー等を開催しまして人材の発掘や育成に努めている、そのようなことを進めているところでございます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま説明がございましたが、高校生の参加につきましては私も大変評価しておるところでございます。この間の町民まつりにおきましても自主的に高校生たちが自分の考えで参加していただき、自分たちのお店を持って、そして地元というか、いろんな地域からのお土産物、特産品を販売しておりました。すごくこういったものはDMOの成果でもあったなと思っております。今後もこういったものを通して、人材育成を図っていただきたいと思っております。

次に、葛巻町の商工業の現状と未来について町長のお考えを伺いました。現状まちなかに若くて、そして意識を持った後継者が少ないというのも事実でございます。町外からも積極的に当町に新たな事業を起こす起業家を呼び起こすことも必要と考えております。また、まちなかでの空き家、空き店舗もたくさんあることから、これらの活用も必要であり、また駐車場も含め町中心部への具体的な都市計画といたしますか、計画をしっかりとつくっていただき、計画性のある解決も必要ではないかと考えております。

あわせて、これらの事業への支援も必要と思えますけれども、これらについての町の取組、先ほど町長も少し関係したことを述べたと思っておりますが、具体的なものがあればお示しいただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの質問に対しましてお答えいたします。まず、1点目の起業家等への支援ということですが、町長の答弁にも先ほど具体例として挙げさせていただきました。大きくは、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業などで、町内外者を問わず、町内で新たに事業を始める、起業をする方に対しては補助していくということで経済的支援があります。そのほかには、先ほどDMOで取り組んでいると申し上げました起業家育成セミナーなどで起業家を養成、小さななりわい、ビジネスとかではありますが、そのような形で進めるなどの育成をしているのが一つでございます。

また、議員さんの質問にありました空き家の活用、あるいは空き店舗の活用につきましても、おっしゃるとおり町では空き家バンクと空き店舗バンクというのを二本立てでやっております。ご存じのとおり、空き家につきましては移住定住策の一つとして、また起業家が住む場所として、空き店舗バンクというこ

とでは登録していただく空き店舗を新しく事業を始める方に紹介してマッチングをさせてやっていると、その紹介につきましても町のホームページ等で紹介して、随時商工担当のほうでマッチングをしておる、また住むところにつきましても移住定住策と併せてやっているというような状況でございます。その空き家につきましても、経済的支援ということにつきましてもやっているものであります。

以上です。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。

それでは次に、新型コロナウイルスの3回目の接種について伺います。先ほど町長のほうからも詳しく説明があったわけですが、現在新しい株の流行等、そしてまた冬場に向けまして新しい第6波が始まるんじゃないかというような心配もございます。

そうした中、1月からの接種予定ということでございますが、状況によりましてはこの接種が早まるかどうか、あるいはワクチンの種類、今まで当町といたしましてはファイザー製を使っておったわけですが、今後もファイザー製のワクチンを接種していかれるのか、あるいはほかのワクチンが入ってくるのか、ワクチンの在庫状況を含め、ご説明をいただきたいということと、それから今新しい、世界的に再拡大の可能性もあるということで、ワクチンに対する需要が世界的に高まっているという状況の中でありまして、ワクチン確保については大丈夫なのか、その辺のところもご説明をいただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

健康福祉課長から質問に対しましてお答えさせていただきます。まず、3回目のワクチン接種が、国は当初8か月経過後ということでございましたけども、その後6か月というのも条件付でやれるかなというふうな発言も出ておるところから、早まるかというふうな質問についてでございます。今テレビでは、新しいオミクロン株という南アフリカのほうの株も出てきたことから、非常に心配が募ってきて、早くやったらよいんじゃないかというふうなことで、いろんな知事会とかそういうところから要望も出て、早めて

ほしいということから、総理のほうも早めることができるんじゃないかというふうなお話をされているところでした。

国のほうの方針が仮に変更されてくるのであれば、早めることというのも事務作業を進めますれば検討することになりますが、ある程度計画的に進めたいというふうなこともありますし、先ほどワクチンの在庫、種類というふうなお話もありました。ワクチンの在庫が国に潤沢にあるとすれば心配なく早めることができますと思いますが、今現在国のほうでは葛巻町が使用しましたファイザー社のものと、自治体が使ったものではなくて、職域接種で使ったモデルナ社というものの3,700万人分がこれから12月、1月、2月、3月と分配される見込みでございます。3,700万人分というものは、到底人口が1億2,000万人というふうな人口からすれば、やはり少し少ないなというふうに感じますし、私どもも計画的に潤沢にやるには少ないものというふうに考えております。在庫のほうは、報道を見れば計画的に打つというのには少し心配かなというふうに思っております。

そのことから、町としますと8か月経過というものをきちんと計画的に実施していけば、今在庫の調整で分配が行われるということで、国から第1陣の報告あります。そのファイザー社とモデルナ社の両方のワクチンが分配されて計画的に、今3月までは医療関係者、あとは施設の入所者、従事者、それから65歳以上の高齢者、それから64歳未満の基礎疾患者が3月までに計画されておりますが、その方々のところまでは今配分される予定のもので計画的に行ってまいりたいというふうに考えておるものでございます。したがって、両方のワクチンを使った状態で町民の皆さんに接種をしてさしあげたいというふうに考えております。

それ以降のワクチンの確保というのは、最近新聞でようやく報道されましたけども、ファイザー社、モデルナ社等が1億2,000万回と5,000万回だと思いましたが、それが年度明けに発注になって、ただいつ入るか分からないというふうなことでございますけども、国のほうで頑張ってもらいたいと思いますので、64歳未満の方にも4月早々に接種をするということで、町民の安心安全、守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。ぜひ順調な接種が進むように祈っておるところであります。

次に、コロナ禍の中での3回目の年末年始を迎えようとしております。大分落ち着いたとはいいいまして

も、飲食店等におきましては相変わらず経済的な痛みを伴ったままでございます。これまで様々な支援もあり、助けられているところも多くあるわけでございますが、まだ支援の効果が十分ではないとの声も聞かれておるところであります。

現在行われているエンジョイチケットにつきましても説明がございました。葛巻町で行っておるこのエンジョイチケットは、町長の説明にもございましたとおりに、大変ほかにはない特色を持った対策であろうかと思っております。使う側にも、また使われる側にもお互いに10%ずつの利益があるというようなことでありますし、またそこについておるクーポンにつきましてもグリーンテージ等宿泊施設等には大変大きな効果があり、にぎわいを取り戻しているようでございます。

今後は、商工会とも相談しながら、一般のお店等でも使えるようなクーポンにしてもらえたらと思っておりますが、これについていかがお考えでしょうか。

また、このコロナ禍の中で全部が収入を減らしているということわけでもなく、中には売上げを伸ばしているところもあります。全体への底上げはもちろん必要ではあると思っておりますが、やはり今は痛んでいるところになるべく多くの支援を考えるべきだと考えております。

自治体の中では、年末に向けまして全飲食店への直接支援を決めたというところもあるそうでございます。昨年行っておりました飲食チケット、あるいは家賃支援といった直接その店の支援となるような策も今後必要ではないかと思っておりますが、町として今後の向けましての何か具体的な経済支援につながるような策は考えておられるのか、これについてお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。これまでの経緯を少しお話もさせていただきたいと、このように思います。

まず初めに、エンジョイチケット、クーポン券等の発行の目的の考え方ではありますが、コロナ禍に伴う経済対策ということで、そういう中で地元の購買力を高めることを目的に、商工会が実施するプレミアム商品券事業を当初始めてきたものであります。そして、これに対して町が支援してきたものであります。

そうした中に、取扱事業者からは商業協同組合が徴収する換金手数料ではありますが、これが負担となっているというご意見等もいただいたものであります。コロナ禍において経営が厳しさを増している中で、やはりそういう負担は大きいというものの声であったわけでありませう。

町では、こうしたことを踏まえまして、チケット購入、利用する方の皆さんに、町民といいますか、消

費者、町民だけではございませんが、この券を利用してもらえる形にしておりますので、そのチケット利用者に対して20%であります。それから、チケットを扱う事業者であります、事業者が大変大きく影響を受けておりますので、その事業者に対して10%を換金の際、換金と併せて10%を上乗せして支援しているというものであります。この事業を7月から進めてきているというものであります。したがって、観光あるいは宿泊を展開する第三セクター、先ほどいろいろございましたが、クーポン券を活用の話もございました。

そういう中で、少しお話しさせていただきますが、町内の商工業者の皆さんと少し異なるといいますか、それは町外の方々をぜひとも町内に誘導する大きな役割というのは、やはり宿泊助成等々があって初めて町外から町内にもおいでいただいて、そのことが今度は町内の商業者といいますか、そういう方々にも効果が高まるようにと、そういう考えで、県、国の移動等も解除等になりまして、そういう影響を受けているセクターにそういうエンジョイチケットにクーポン券を付与しているという状態の発行をしたのは、まさに外の方々からもぜひおいでになっていただいて、そして町内に波及効果が高まるように、町内の町民の方々の支援というのは先ほど話したような形になるわけではありますが、さらにそういう分という意味合いも持った考え方で進めてきたということでもあります。

そういう中に、エンジョイチケット、購買力の向上と担い手の事業者の支援ということで、それからクーポン券は誘客支援という、そういう考え方、それぞれの目的を持ちながら今回対策を講じてきたということでございます。

町も含めてであります、国、県を含めた行政機関では公平性あるいは平等性の観点に基づいての支援を行っているものであります、コロナ禍における地域経済の活性化といいますか、対策につきましては、今回は商工会に加入する全事業者を対象に、事業者の自助努力といいますか、これらで乗り越えられない、そういう方々に行政の支援を行うというのは、国、県、町といいますか、自治体もそういう考え方の中で、こういう支援事業というのは行っているということもご理解を賜りたいと思います。

繰り返しになりますが、利用者の皆さんにとって20%、それから取扱事業者にとって10%、さらにはそういう誘客といいますか、そういう分といたしましてクーポン券を付与した形の中に、そういう中で町内の経済の回復といいますか、こういったふうなのに努めてまいりたいというような考え方の中で進めているエンジョイチケットの事業であるということのご理解を賜りたいと思います。

いずれそういう中に、今後年末、あるいはこの後ということでございますが、今国でも補正予算を、これからではあります、提案されることになっておりますし、そういう中でそういう状況等を踏まえながら、そして商工会とこれまでもいろんな事業を進める際に、商工会の幹部の皆さんと協議をしながら進めてきているところであります、さらに商工会の皆さんの意向をしっかり踏まえる、そういう機会もつく

りながら今後の対策は検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。ぜひとも関係各機関と協議しながら、有効な手段を講じていただきたいと思えます。

来年は日本にとりましても、また町にとりましても大きな変化がある年ではないかと思っております。ウィズコロナの中での経済の立て直し、人流も活性化が始まり、デジタルトランスフォーメーションを生かした行政のさらなるデジタル化の推進、それに伴う社会構造の変化や脱炭素社会に向けたエネルギー政策の転換、都市から地方への流れもこれから大きくなることが予想され、地方での観光やサービス事業も活性化していくのではないかと考えております。

また、農業、林業のスマート化が進み、ほかの産業と融合した二次産業化、三次産業化、いわゆる六次産業化も今後進んでいくと考えます。そのような社会の大きな変化が町にとっても大変大きな飛躍へのチャンスであると考えます。ポストコロナに向けまして、町外からもたくさんの若い人たちに町内に来ていただき、一緒に町の未来を考え、協力して町の発展の土台をつくっていくいいチャンスではないかと思えます。町として、これからどのようにこの新しい時代に対応していくか、お考えがあれば最後の質問として伺いたいと思えます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。先ほどの答弁と重なるわけではありますが、いずれ今のように、このコロナの影響というのは様々な形の様々な行政分野に大きく影響を受けている状況にあるものであります。

先ほど以来お話ししておりますように、今後につきましては国の経済対策、特にも今回はコロナ後といえますか、そういうことを踏まえての経済対策が予想されておるものであります。特にもこれにつきましては、国民の所得の向上、そして循環させると、そういう考え方が示されてきておるわけですので、

町のほうといたしましてもまさに町民の所得の向上にもつながる、そういう施策を令和4年度の予算等々も意識しながら、そういう対策も講じながら今後進めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで2時まで休憩します。

（休憩時刻 13時49分）

（再開時刻 14時00分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。5番、柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今次定例会議、一般質問4人目となります最後の柴田勇雄です。今回の質問は、町財政に係る次の2項目についてお尋ねをいたします。

まず1項目めですが、町の中期財政5か年の見通し等について伺います。今般の新型コロナウイルス感染症の影響から、国も地方も全体が急速に景気は低迷し、悪化の一途をたどっております。感染症対策として国や県から要請のあった自粛等の影響により、外食や宿泊をはじめとする個人消費を中心とした大幅な内需の落ち込みと、より強制力のある感染症対策を実施した諸外国への輸出制限や徹底した国際的な移動制限が講じられたこと等から、経済はこれまでにない厳しい状況に陥っております。

国内においては、2回目のコロナワクチン接種の終了に伴い、感染者数の激減が図られ、経済活動の再開、拡大への機運が定まってきた矢先に、12月に入り、またまた新型コロナウイルスの新たな変異株、オ

ミクロン株が国内初確認され、コロナ感染第6波の到来予測等から不安を募らせ、コロナ禍以前の経済状況に戻るまでの見通しははまだ立っていない状態です。

このような状況の中にあつて、地方自治体の財源保障機能を担う地方交付税についても、その総額が所得税や法人税等のいわゆる国税5税の一定割合によって賄われるという性質上、国の財政状況に大きく影響を受けることから、今後の地方財政についても厳しい状況に置かれることが予見されます。

また、社会保障と税の一体改革の下、地方消費税の引上げ分を社会保障財源化分として幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援や医療介護サービスの拡充等に充てておりますが、地方負担はそれ以上に増している現実にあります。

町を取り巻く社会情勢は、人口減少と少子高齢化という超難題に直面し、行政ニーズは複雑多様化しておりますが、町民への行政サービスは低下することなく、さらなるきめ細やかなサービス向上に努めていく必要があります。将来にわたり限られた財源を有効に活用し、持続可能な安定した行財政基盤の確立と財政の健全性の確保を図る観点から、次の5か年中期財政見通しを伺います。

1つ目に、町税はその資金を町民の皆さんがその能力に応じて分担し合う性格のもので、言わば葛巻町民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものです。町税の主なものに町民税と固定資産税があります。その町民税は、人口減少等から減額が予測されますが、向こう5か年の見通しを伺います。

町税の中で税額が一番多い固定資産税、これまで6億1,400万円ほど、3年度の当初予算に計上になっておりますが、3年度分でくずまき第二風力発電所の稼働で約30%増収見込みですが、償却資産なので徐々に減額になっていくと思われませんが、固定資産税の見通しを伺います。

次に、地方交付税のうち普通交付税ですが、税収や人口の少ない町では全ての経費を町民負担等による税収で賄うためには数十倍もの税金を納めなければなりません。普通交付税は、こうした地域間の財源の不均衡を調整し、どこの地域に住んでいても一定のサービスが受けられるようにするため、国から交付されるものです。3年度の当町への普通交付税の交付額は約31億2,900万円で、予算総額の約40%を占め、町が自由に使えるお金となりますが、地方交付税の動向の見通しについて伺います。

次に、町債ですが、起債とか地方債とも言いますが、町が公共施設などの建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する、いわゆる借入金のことです。現在新庁舎建設、町道茶屋場田子線、葛巻浦子内線事業、高齢者福祉施設整備事業等、大型の投資的事業を実施しておりますが、町債、これについては臨時財政対策債を除いていただいて、その発行の見通しについて伺います。

次に、人件費ですが、町で定めている定員管理計画を踏まえた人件費の見通しについて伺います。なお、人件費の比率増大は財政の硬直性を招くとの人件費悪者論の存在がありますが、単に人件費の削減ありき

の考え方だけでなく、安心して働ける環境づくりや若者の雇用の場創出等を図る観点も踏まえ、必要な人件費の財源を保障する考えの見通しが重要と思われます。

次に、少子高齢化の動向を反映した扶助費の見通しについて伺います。扶助費は、子育てをしている人、重い病気や障害を持った人への支援や保育所の運営費用などが主な内容ですが、町の場合、生活保護費は扶助費に含まれておりません。扶助費は、時代の流れや社会の様子が反映されていると言われております。

6つ目に、次に投資的経費等の新規発行見込額を踏まえた公債費、元利償還金の返済の見通しについて伺います。公債費は借金返済ですので、後年度に必ず返金が発生します。大型事業が重なった場合には多額の経費が必要になります。ある年度の過大な財政負担を軽減し、他の年度へ財政負担を平準化させることができる機能を持っている利点がありますが、身の丈を超えた過大な借金は言うまでもなく禁物です。

次に、2点目の公共施設の最適化推進への取組状況について伺います。令和3年度、今年度の町長施政方針の中で、住民サービスを安定的に提供するため、行財政運営の合理化を図り、事務事業の効率化に努める一つとして公共施設の最適化の推進を掲げていますが、その取組状況が伝わってきませんので、伺います。

次に、3点目の今後の行財政改革推進方策の進め方について伺います。行財政改革の推進は、安定した、あるいは計画的で堅実な行財政運営に欠かすことができない重要なものと考えますので、その推進方策について伺います。

次に、2項目めの令和4年度一般会計当初予算案等について伺います。1つ目に、当初予算編成方針と予算案規模について伺います。

2つ目に、ソフト、ハードの新規主要事業について伺います。

3つ目に、3年度当初予算で公債費任意繰上償還費用として1億3,120万円計上しておりますが、新年度予算での対応を伺います。

4つ目に、森林環境譲与税の見込額と同基金の有効使途計画について伺います。これは、手入れが行き届いていない森林を整備するため、森林環境税が元年度に創設されました。6年度から個人住民税に上乘せして、1人当たり1,000円を徴収するとしております。元年度から徴収開始までの5年間は、国の特別会計の借金を使い、森林環境譲与税として町に交付されております。これを元に、町では元年度に森林環境譲与税基金を設けました。基金の3年度末の積立て予定額は約6,000万円となっております。これに毎年さらに加算、積立てしていくことが予見されますが、この森林環境税の見込額等についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1 件目の町の中期財政5か年の見通し等についてであります。1 点目の中期財政5か年見通しに係る項目での見通しについてであります。初めに、自主財源の根幹となる町民税と固定資産税の見通しであります。町民税につきましては個人、法人を合わせた令和3年度の税収見込額は1億8,000万円程度を想定しておりますが、令和元年度と比較をいたしますと約7%減少しているものであります。その主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済の落ち込みによるものと推察をいたしているものであります。また、固定資産税の土地、家屋に係る税収見込額は1億6,000万円台となっておりますが、土地価格の下落あるいは評価替えの影響などもありまして、年平均200万円ずつ減少してきている状況にあります。

一方で、固定資産税の償却資産につきましては、企業等の設備投資の状況により若干の変動はあるものの、6,000万円前後で推移をしてきておったところであります。令和3年度は大型の設備投資が加わったことに伴いまして、固定資産税全体では3億4,000万円ほどの税収見込額となるものでありまして、この30年間の平均額と比較してみますと1.4倍の増加となるものであります。

このことから、町民税につきましては社会経済の動向にもよりますが、人口減少や納税義務者の減少などの影響も含め、微減で推移することが想定される場所であるほか、固定資産税につきましては風力発電施設の整備などで大幅な増加が見込まれておりまして、当面町民税と固定資産税を合わせた単年度の税収見込額は5億円を超えることを想定しておるものであります。また、普通税の税収が5億円を超えるというのは、平成19年度以来13年ぶりとなるものであります。

なお、自主財源の確保は安定的な財政運営にとって非常に重要であり、特にも町税につきましては地方自治の根幹をなす重要な歳入でありますことから、今後におきましても町税の適正課税と確実な徴収に向けて対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、最大一般財源となる普通交付税の見通し、臨時財政対策債を含むものであります。今年6月に国が公表しました骨太の方針2021によりますと、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額につきましては、2022年度から2024年度までの間は2021年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされております。こうしたことから、2024年までの普通交付税につきましては今年度と同等規模が配分されるものと見込んでいるほか、これまでに実施してきております施設整備等に係る地方債の借入れ

の償還が本格化してくるに伴い、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の公債費が増加することから、当面交付額は増加していくものと見込んでおります。

次に、投資的事業等に連動する町債、臨時財政対策債を除くものでありますが、現在進めております新庁舎建設事業の庁舎等分が令和4年度中の完成であります。

続きまして、消防分署など2期工事分が令和5年度の完成予定で進めることとしておりまして、この間一時的には借入額は増大することとなりますが、それ以降につきましては借入れと償還のバランス、地方債残高の抑制などに留意しながら、町総合計画中期計画や、新たな過疎計画により予定しております投資的事業の充当財源として町債の借入れをするものとしているところであります。

次に、定員管理計画を踏まえた人件費の見通しであります。先般地方公務員法の改正により職員の定年退職の年齢が令和5年度から段階的に引き上げられ、令和13年度からは65歳となりますが、この間定年を経過しても65歳までは、希望する職員につきましては再任用することができるものとされております。一方で、将来にわたり安定的な行政サービスを提供していくためには計画的な新規職員の採用は継続していく必要があることから、当面は新規採用職員が純増となる状況であることから、このことに伴い、人件費も純増していくものと思われま。

また、地方創生などによる町独自の施策、あるいは国が推進する行政のデジタル化の流れに対応していくためには、キャリア、スキルを持つ職員の確保も今後重要となるものであり、こうした側面から見ましても人件費の増加が見込まれる可能性があるものと認識をしているところであります。

次に、少子高齢化の動向を反映した扶助費の見通しであります。人口推計によりますと今後も少子化の影響を受け、高齢化率は上昇するものの、人口減少が進むことにより扶助費の支給対象者が減ることが予想されておまして、扶助費の負担が減少すると思われるものであります。子育て支援や教育支援などの対策、あるいは高齢者、障害者などへの福祉対策などの充実を図る町独自の施策を展開していくこととなるようであれば、一定の増加が見込まれるものと推計をされるところであります。

次に、投資的経費等の新規発行見込額を踏まえた公債費の見通しであります。平成27年度以降に集中的に整備してまいりました公共施設等の本償還が既に始まっている状況でございます。投資的事業等に連動する町債の項目でお答えをいたしました新庁舎建設事業での借入れが順次本償還に移行していく状況にあることから、公債費は今後徐々に増加し、現時点での試算では令和8年度に12億円程度となると見込んでいるところであります。

次に、2点目の公共施設の最適化推進への取組状況についてであります。当町においても他の市町村などと同様に、高度経済成長期にインフラが集中的に整備され、多くの公共施設において経年劣化、耐用年数超過、老朽化の状況にあったことから、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を推進するため、平

成 28 年度に葛巻町公共施設等総合管理計画を策定したところであります。この計画による試算では、町民 1 人当たりの公共施設面積が総務省が示す人口 1 万人以下の市区町村の全国平均よりも上回っており、当町においては公共施設の集約化、複合化を進める必要があると判明したものであります。

こうした状況等を踏まえまして、現在着工中の新庁舎建設事業の整備計画においては、複数の機能を有する複合型、集約型の施設としての整備方針を定め、取り組んできたところであります。公共施設総量の最適化と住民サービスの維持向上を図っているところであります。今後他の公共施設につきましても、順次改修、延命化などの措置を講じていかなければならない状況にありますことから、新庁舎建設事業の際と同様に施設の状況、あるいは社会情勢、人口推計など様々な要因を踏まえた上で、最適な公共施設の配置に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、3 点目の今後の行財政改革推進方策についてであります。町では、平成 17 年度に第 4 次、平成 23 年度には第 5 次の行政改革大綱を策定し、行政サービスの維持向上を図りながら行政コストの圧縮に努め、町民との協働による効率的、自立可能な行財政基盤の確立に取り組んできた結果、主要財政指数が大きく改善をされ、各種基金への積み増しが可能になるほどに町財政が好転をし、健全化が図られてきたところであります。

平成 28 年度以降、新たな行政改革大綱の策定には至っておりませんが、第 4 次、第 5 次での取組で培った行政コストの圧縮、費用対効果などに対する意識を持ち、新たな行政需要にも柔軟に対応できる行財政運営に心がけているものであります。こうした積み重ねが町独自の人口減少対策、子育て支援対策などのほか、病院、学校、新庁舎などの公共施設の改修、更新につながっているものであると、そのように認識をいたしております。

こうした中、今後公共施設整備に伴う公債費の増加、職員定年延長に伴う人件費の増加、さらには国が推し進める行政のデジタル化などによる新たな行政コストの発生が見込まれております。また、新型コロナウイルスによる社会経済の低迷、国債残高の増加などにより、地方交付税や町税などへの収入減も危惧される所であり、引き続き自立可能な行財政基盤を維持していくためにはさらなる行財政運営の効率化と財政基盤の強化が求められるものであります。こうしたことから、今後の国あるいは社会情勢の動向を注視するとともに、新たな行政ニーズに対しまして柔軟かつ適切、的確に対応できるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2 点目の令和 4 年度一般会計当初予算案等についてお答えをいたします。1 点目の当初予算編成方針と予算案規模についてであります。当初予算の編成に当たりましては、例年編成方針を定め、各課長への通知のほか職員説明会を開催し、共通認識の下、取り組んできている所であり、令和 4 年度当初予算においては町総合計画中期計画の折り返しの年度でもあることから、現時点での計画の達成状況等を

確認するとともに、計画期間内の成果指標達成に向けた明確な戦略を立てて取り組むよう指示しているところでもあります。

あわせて、これまでも実施してきております部署を横断した取組の職員提案制度の継続、コロナ禍あるいはコロナ終息後を見据えた新たな視点による効率的かつ効果的な事業の推進、町の重要課題の解決に向けた夢のある予算措置など社会情勢の変化や住民ニーズを的確に捉え、創意工夫を凝らした予算案となるよう努めてまいります。

次に、令和4年度の一般会計予算案の規模であります。編成方針の策定過程で当初予算に見込まれる事業等を加味した概算の予算計画額は約68億円となっており、今年度の当初予算額と比較して約2億円の増を見込んでいるところであります。その主な要因としましては、新庁舎建設工事の2期工事分などがあります。

なお、概算の予算計画額につきましては、あくまでも編成方針の策定過程におけるものであり、実際の予算案の規模は各部署からの予算要求状況、さらには今後の予算編成作業の過程において変動するものがあります。

次に、2点目のソフト、ハードの新規主要事業についてであります。先般各部署からの要求を締め切り、現在その内容を確認するため、担当者ヒアリングに移行したばかりのタイミングであり、具体的新規事業につきましては今後さらに内容を精査する必要があることから、現時点での具体的な事業名をお知らせすることはできませんが、継続事業として債務負担行為を設定しております新庁舎建設事業につきましては、分署棟、車庫棟、大屋根広場が2期工事として令和4年度に着工することとしておりますので、その事業費の一部を予算計上することとしております。

また、そのほかの事業につきましては、町の最重要課題の解決に向け取り組んできております各種施策や、取組の継続あるいは拡充のほか、職員提案制度による施策の具現化や新たなニーズへの対応など、ソフト、ハードの両面から各種事業を見込んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の公債費任意繰上償還の対応についてであります。これまでも地方交付税の実績や前年度の決算状況などを踏まえ、公債費の任意繰上償還を行ってきたところでありますが、平成27年度以降、公共施設等の改修、整備を集中的に進めてきたことに伴う地方債残高の調整を行うため、本年度におきましては当初予算におきまして予算措置したところであります。令和4年度以降におきましても、新庁舎建設事業などにより地方債残高が増加することが想定されておきまして、安定的な財政基盤を維持していくためには、今後におきましても計画的に公債費の任意繰上償還を行う必要があることから、町債減債基金を有効に活用しながら調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の森林環境譲与税の見込額と同基金の有効使途計画についてであります。平成31年4月の

法の施行に伴い、令和元年度から譲与が開始されたところであり、これまでの3年間で合計1億240万円ほどの譲与税の配分を受けているところであります。令和4年度におきましては、5,000万ほどの譲与を見込んでいます。

そうした中、譲与税の使途であります。森林経営管理制度の対象となる森林の現況調査などのほか、森林経営管理法に基づく間伐あるいは除伐等の森林整備支援、林業就業者の確保、育成対策、木材利用の普及啓発などの事業に活用する予定であり、森林が持つ豊かな資源と公益的機能が十分に今後発揮されていくよう努めてまいりたいと、そのように考えておるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず最初に、財政問題だけでございますので、自主財源の確保の関係についてお伺いをいたしたいと思っております。自主財源の項目は決まっております。町税とか地方消費税、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などを自主財源というふうに呼んでおりますが、この中で確保されればいいんですが、減額も予測されてくるわけでございますが、この中から減額はさておきまして、増額できる費用といいますとどのようなものが考えられるのか、そしてまた力を入れていくつもりなのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

自主財源でございますので、2年度の決算をちょっと調べてみました。町税が4億6,560万円で4.8%です。その他の自主財源が16億1,410万円なんですが、これが16.7%を占めております。それで、自主財源比率は21.5%になっております。その他の自主財源比率21.5%の中で主流を占めておりますのは、前年度の繰越金が7億9,400万円です。それから、基金からの繰入金が5億6,000万円というふうな内容になっておりまして、前年度繰越金の額と比べましても、町税と比べますと繰越金のほうが町税よりはるかに多い額となっているわけでございます。そういったような特殊性がございます。特に繰越金につきましては、この繰越金の性質上、予算科目のみの当初予算では計上になっておりまして、自主財源比率には予算では数値の反映はないというふうな形になっております。決算のみでしか数値が出てこないマジック的な部分が見られるわけです。こういったようなこともございますけども、先ほど申し上げました自主財源の科目のうち、自主財源の確保を図っていくため、どのような戦略を持っているのかお伺いをいたしたいと思っております。

なお、これまでと違った手法でなければ、なかなか私は確保、増額というものが難しいような感じがいたしますので、その点も含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。ただいま自主財源の確保ということでございますが、先ほど議員のほうからもお話ありますように自主財源といたしましては、町税負担、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、その他あるわけでありましたが、どれをとりましたも大変新たな対策の中で、その増を見込むといえますか、そういう状況というのが大変厳しい状況にあると、このようにも思っておるところであります。

そういう中にも町民の所得の向上といえますか、個々の対策といたしましては、やはり基幹産業である酪農、林業をはじめとする一次産業の町としてのそういう振興あるいは対策によりまして、その波及効果といえますか、町内の波及効果を高めていくというのが大変大きい、町民の担税力を高めていくといえますか、そういうこと等についてはこれまでもいろんな振興対策ということで取り組んでまいりましたが、一層そういう精算を高めるといえますか、そういう対策としての施策というのは進めていかなければならないと、このようにも思っておるところであります。それから、税の確実な徴収という部分が大変重要であると、このようにも思っておるところであります。

町税の徴収に向けての具体的な取組として、これまでも税の徴収特別対策本部といえますか、この中で庁舎内を挙げて取り組んできておるところであります。その訪問催告あるいは差押え等によりましての取組、あるいは県にそういう中で滞納整理機構のほうにも職員を派遣しながら、そういう研修といえますか、そういう中で指導も受けながら現在取り組んでございまして、その成果も税務吏員としての質の向上等も図りながら、そういう面ではその成果も徴収の対策の中に表れてきていると、このようにも思っているところでもあります。

あわせて、新たな対策といたしまして、今年度からではあります。税行政に精通しております県の職員のOBも税務事務専門員として配置をいたしまして、税務あるいは徴収分野の人的な体制も図りながらあります。そしてまたその専門的な知識、ノウハウを生かしていただきながら、今職員とまた新たな取組を進めているものであります。いずれ税の収入のほか、税の公平負担といえますか、公平確保、そういう観点からも引き続きそういう視点での税の徴収対策等にも力を入れてまいりたいと、このようにも思っておるところであります。どうしても自主財源といえますか、そういう中に難しい部分もあるわけ

であります、今回はふるさと納税等も含めまして、その発信もこれまでの発信をさらに充実させた形の中で、今年度から取組を始めておるところでありますので、そういう中に様々な対策も講じながら、自主財源の確保に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

事情はよく分かりますけども、ご承知のとおり 21.5%というのは県内で本当に低い率になっているわけです。ふるさと納税にしても他力本願的なものがありますし、ただやり方によっては、寄附金でございますから、ふるさと納税の部分についてもこの戦略が必要かと思われまます。

それからまた、いつも少ないなと思っているのは財産収入です。伐採期など、ちょうど昭和 30 年代に植林したものがいい時期に来ているのかな。そういったような中で、財産収入などがどのような処分方法になっているのか、財政的な面では見られない、こういったようなことにも十分力を入れていく必要があるんじゃないのかなと思っています。21.5%の中では、繰越金と繰入金が主なものを占めておりますので、実際の自主財源は町税を中心としたものになってくるわけでございますから、そういったようなことを十分意を体しまして戦略を練り直したらどうでしょうかというようなことも申し上げたいわけで、これについては自主財源を確保しながら町政の運営すべきだなど、このように思っておりますので、あえて申し上げさせていただきたいと、このように思っております。

次に、積立て基金のうちの財政調整基金の考え方についてお伺いをいたしたいと思いますが、一般的に財政調整基金につきましては標準財政規模の 10%から 20%が一般的に適正と言われているようでございますが、当町の場合は標準財政規模からいいます財政調整基金の関係はどのような感じで割合が出てくるのでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。財政基金についてでございますが、一般的にその基準といえますか、適正な基準とされておりますのが標準財政規模の 10%程度ということでございます。そういう中に、町のほうといたし

まして令和3年度の標準財政規模は42億ほどになっているものでございます。そういう中に、現在であります、令和3年度末の見込みとしては8億2,000万円ほどになる見込みであります。そうしますと、大体20%になっているわけですが、これにつきましてはこれまでも同様のご質問をいただいております、その際にも申し上げてはおりますが、当町の財政力、指数でありますけれども、0.16ということで、これは最も県内でも低い状況にあるというものであります。そういう中に、近年の各地での災害、大災害等が発生した場合に、やはりそういったふうなものを加味しながら、町としての予期せぬ支出などに対応するために財政調整基金を積立しているわけですが、そういう中で町の財政力がそういう状況に、低いということ、そしてまたそういう中に予測し難い災害時等に対する財政の対応を考えた場合に、標準財政規模の20%にしているというのは、まさにそういう事態も想定しながら、他の市町村よりは高いといえますか、多くの額を積立しているという状況にあるものであります。

いずれ年間の財源の不均衡を是正するという、そういう役割もございまして、慎重にそういう対応はさせていただいていると思っておりますが、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

この財政調整基金の規模の考え方というようなことで、今の答弁をお聞きしますと標準財政規模の約20%ぐらいということで、一般的な考え方でいけば優等生的な積立ての仕方で、総務省からも指摘されないような、あまり上積みになっていないですよというような模範的なものであると思っておりますけれども、一方で財政調整基金の考え方ですが、ご承知のとおり大規模災害などの予期せぬ事態が発生した場合、こういったような財政調整基金が活躍するわけでございますが、大概大規模な予期せぬ大災害が発生したような場合は、その初期対応には1人当たり40万から50万かかると、この費用が必要とされているという報告等もあるようでございます。

そうしますと、国や支援があったとしても、その2分の1程度は不測の事態への備えとして確保しておく必要があるんじゃないかという議論が今深まってきているようですので、そうしますと、例えば算式でいきますと、葛巻町民人口約6,000人掛ける25万円といたしますと15億円必要になってきますよというふうな考え方が出てくるわけでございますが、こういったような財政調整基金の適正規模、残額規模と言ったらいいでしょうか、そういったような部分については、この20%にかかわらず15億円程度まで、その理由づけをはっきりした上で確保しておくことも一策なのかなと考えますが、こういったような考え方

はどのような考え方をお持ちでしょうか。このような考え方で他町村でやっている部分もあるようですが、こういったような方式で、20%にこだわらないで、こういったような考え方を適用させているというような事例がございますが、いかがでしょうか。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。今年度の考え方、標準財政規模の10%ということで、先ほど申し上げましたように42億でございますので、10%にしますと4億2,000万ということになるわけですが、その中で先ほど申し上げましたような町の財政事情、財政力指数等々も低いというような部分等がございます、現在は20%をめどにその基金を積立しておきまして、今20%にしますと98%程度になっているものでありますので、一般的には標準的な10%と言われているものの倍の額を積立させていただいているという事情であります。

これまでの災害等、様々あったわけですが、そういう中にその事業のスタート時点では国の支援はないわけですが、支援がないといいますが、事業としては事業を進められた上に100%ほどの国からの支援が受けられる、災害等においては受けられる仕組みになっているものであります。したがって、その間の事業費といいますが、かかる事業費等を想定しながらありますが、そうしますとこれまでの大災害の場合も、私も試算した内容を見てみましたが、3億から5億程度の範囲で対応はしてきているという状況もございました。したがって、2倍程度という形のめどの試算はしているわけですが、先ほど1人当たりの30万から40万ということ等も踏まえまして、今後の在り方については検討させていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今の答弁ですと、財政力指数1.6、これも県下で最低のほうですね。こういったような事情もありというようなお話ですけども、そういったような考え方もありますよという私の提言というような形で受け止めていただければよろしいのかなと、このように思ひます。

また、現在2年度末で8億2,000万ほどの財政調整基金があるわけですが、県内で少ないのか、そういったような事情もあるでしょうけども、例えば人口6,000人ほどに計算した場合の1人当たりの財政調整基金の積立額はどのぐらいになるでしょうか。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。今現在公表されております令和元年度の決算ベース等々でお答えをさせていただきたいと思います。財政規模、人口等によりまして住民1人当たりの額であります。今回比較いたしますのは、全市町村ということになりますと、市を含めると規模が、かなり人口規模、あるいは財政規模も違いますので、各町村との財政調整基金、あるいは減債基金等の類似した一つの考え方もありますので、そういう観点からお話をさせていただきますと、財政運営上、重要な基金であります2つの部分で整理をさせていただいておりますので、財政調整基金と減債基金であります。当町における住民1人当たりの残高は約24万5,000円です。19町村中の10番目、真ん中辺りであるということでもあります。それ以外の部分もありますので、各町村のまちづくりの実情等によって多少違うわけですが、特定の目的基金、町では地域づくり基金、あるいは公共施設整備基金等もあるわけですが、こちらのほうの目的に沿った支出をしていく基金ですが、こちらのほうの住民1人当たりの残高は約70万です。これは、19町村中3番目となっているものであります。

いずれ今そういう状況、それから全ての学区を1人当たりで見た場合、どの程度になるかということになりますと93万ほどになっておりまして、19市町村中の4番目になっているというのが今の基金の積立状況であります。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

順位等についてもありがとうございました。分かりました。総額でいきますと高いレベルにあるというようにも分かりましたので、承知しました。

先ほど町長の答弁の中で、扶助費の伸びが減額というふうなお話がありました。そうしますと、子育て

にもう少し私は力を入れてよろしいのじゃないのかなと思うんですが、独自施策をもう少しこの中に入れるべきではないのかなと思いましたが、扶助費は通常は右肩上がりで今来ているというふうなこと等が課題になっておりますが、葛巻は逆に肩下がりのような感じがしておりますが、独自施策についてもう少し検討すべきではないのかなと思いますが、この答弁を、これ最後になりますね、お願いいたしたいと思えます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。扶助費の範囲は、ここまでという部分は明確にしないままにお話をさせていただきますが、今子育て支援対策等々といったしましても保育所、それから小中学校、あるいは高校生に対する学び輝く“ひと”づくり支援ということで、今年度もいろいろ対策を講じさせていただきました。

そういう中に、これまでですと学校給食、あるいはそのほか学用品等のそれぞれのその学年、年代ごとにかかる経費を積算しながら、その年代といえますか、年齢に合わせた対策も今回新たに講じながら対策として進めているところでありますが、いずれ先ほど指摘ございますように、そういう対策をさらに進めるべきということでございますが、まさに今子供たちの減少、そういう状況の中で子育てしやすい環境という部分をさらに充実もさせていかなければならないと、このように思っておりますので、今後その内容等も精査しながら対策に結びつけてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

まだまだお聞きしたいことがありますけども、時間が参りましたので、以上で終わらせてもらいますが、この財政問題については長いお付き合いをいただければありがたいなと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げ、本日は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日12月7日から9日までの3日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、12月7日から9日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、明日7日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 15時00分)